

第2回裁判

昨年、12月24日に東京地裁へ提訴した「不利益変更」裁判は、今年、2月15日に第1回の法廷が開始されました。会社側の代表や弁護士も誰も出席しない中で、委員長の意見陳述が淡々と進行し、約7分で終了しました。また、訴状に対する内容のある答弁書も現在まで提出されていません。

例えば、解雇事件が起こった時、何を理由に、どうゆう経緯（5W1H）で解雇したと言う事実を答弁書で述べる訳で、発生当時の状況は変えることが出来ないのです、簡単に答弁は出来るはずですよ。

しかしながら、今回の裁判では、昨年4月に事件を発生させ、6月から、強行実施したことが、提訴から3か月以上も経って未だに何も説明されていません。2月4日付けの会社側からの答弁書の主な内容は「追って主張する」だけです。このことから、会社は苦悩していることを露呈しているものと思われます。

さて、第2回裁判が行われます。今回は当然、会社側の代表や弁護士も出席して来るはずですよ。会社側に厳しい視線を浴びせるためにも、当事者である組合員の多くの方の傍聴をお願いします。

4月14日 午前10時

東京地方裁判所 603号

東京地方裁判所 :東京都千代田区霞が関 1-1-4(地下鉄東京メトロ丸の内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」A1 出口から徒歩1分、地下鉄東京メトロ有楽町線「桜田門駅」5番出口から徒歩約3分)

「霞ヶ関駅」A1 出口に午前9:45分集合です。

また、当日の交通費は組合で実費負担します。(後で請求して下さい)



一人はみんなのため

みんなは一人のため

■スト権行使確認投票 集計結果!

スト権行使確認投票が行われ下記の結果になりました。

配布:107 回収:106 回収率:99% 賛成:101(95.28%) 反対:5 2/3を超えましたので争議権が成立しました。

会社の横暴、MGRのパワハラを許さないためにも

現在、組合に加盟していない人々も組合に参加して
共に力を合わせて闘いましょう!

随時 組合員の加入を行っております。

HP アドレスは <http://www.fdxunion.com>

メールアドレスは fdxunion@fdxunion.com